

平成 11 年 5 月 27 日
通常総会議決
(平成 19 年 5 月 29 日一部改正)
(平成 20 年 5 月 1 日一部改正)
(令和元年 5 月 23 日一部改正)

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会事務局組織規程

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会（以下「本会」という）の事務局の組織、職制、職務及び事務の分掌は、この規程の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 事務局に、総務・薬制部、企画・調整部及び広報・渉外部の三部を置く。
2. 部に、課を置くことができる。

(職制)

第 3 条 事務局に、事務局長を置く。
2. 事務局に、事務局次長を置くことができる。
3. 部に、部長を置く。
4. 部に、部次長を置くことができる。
5. 課に、課長を置く。
6. 課に、課長補佐及び主任を置くことができる。この場合において、業務上
必要があると認めるときは、主任を係長として発令することができる。

(職務)

第 4 条 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
2. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
3. 部長は、部の事務を掌理する。
4. 部次長は、部長を補佐し、部の事務を整理する。
5. 課長は、課の事務を掌理する。
6. 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を整理する。
7. 主任は、担当の事務を処理する。

(総務・薬制部の事務分掌)

第5条 総務・薬制部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 役員に係る事務及び会議に関する事。
- (2) 本会用印章の管理に関する事。
- (3) 職員の任免、給与、懲戒表彰、服務その他の人事並びに教養及び福利厚生に関する事。
- (4) 本会の事務の総合調整に関する事。
- (5) コンプライアンスに関する事。
- (6) 医薬品卸売業に係る薬事制度に関する事。
- (7) 総務・薬制部の事務分掌に係る委員会の運営に関する事。
- (8) 予算及び決算に関する事。
- (9) 会計事務に関する事。
- (10) 物品管理に関する事。
- (11) 監査事務に関する事。
- (12) 諸規定等の制定改廃に関する事。
- (13) 官庁に対する報告、届出に関する事。
- (14) 文書の収受、施行及び保存に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本会の事務で、他部の所掌に属さない事務に関する事。

(企画・調整部の事務分掌)

第6条 企画・調整部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医薬品の流通改善方策に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 薬価制度の改正が医薬品流通に与える影響とその対応策に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 医薬品流通の効率化に係る企画及び調整に関する事。
- (4) 医薬品の安定的供給のための卸機能に係る企画及び調整に関する事。
- (5) 大衆薬の流通に係る企画及び調整に関する事。
- (6) 企画・調整部の事務分掌に係る委員会の運営に関する事。
- (7) 医薬品卸売業の経営及び医薬品流通、安定供給に係る調査その他調査の企画、立案及び実施に関する事。
- (8) 大衆薬卸に係るセミナーの運営に関する事。
- (9) 医薬品流通に係る国内外の関係団体との連絡調整に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、企画及び調整に関する事。ただし、他部の所掌に属するものを除く。

(広報・渉外部の事務分掌)

第7条 広報・渉外部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医薬品卸売業に係る広報に関すること。
- (2) 広報・渉外部の事務分掌に係る委員会の運営に関すること。
- (3) 機関紙『月刊卸薬業』、その他出版物の編集、出版に関すること。
- (4) 情報通信技術を活用した広報活動に関すること。
- (5) 会員構成員企業の経営及び役職員の資質向上に資する研修に関すること。
- (6) 海外の医薬品卸関係団体との国際交流に関すること。
- (7) 医薬品流通に係る国内外の団体との渉外に関すること。
- (8) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広報及び渉外に関すること。ただし、他部の所掌に属するものを除く。

(事務局顧問及び調査役)

第8条 事務局に事務局顧問及び調査役を置くことができる。

- 2 事務局顧問は、会長の命を受け、事務局の事務に参画する。
- 3 調査役は、会長の命を受け、業務を処理する。

附 則

1. この規程は、平成11年7月1日から適用する。
2. 平成19年5月29日一部改正
3. 平成20年5月1日一部改正
4. 令和元年5月23日一部改正